議案第８６号

霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例及び霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部改正について

霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例及び霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例及び霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例

（霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

隼人駅東口駅前自転車駐車場	霧島市隼人町見次 371 番１

（霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部改正）

第２条　霧島市道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例（令和元年霧島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

市営隼人駅東口駅前広場自動車駐車場	霧島市隼人町見次 383 番１

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

隼人駅東口駅前広場の整備に伴い、駅利用者の利便性の向上を図るため自転車及び自動車駐車場が整備されたことから、関係条例の所要の改正をしようとするものである。